

医政発 0331 第 102 号
令和 7 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の
非課税措置の取扱いについて」の一部改正について

全国厚生農業協同組合連合会の会員である厚生（医療）農業協同組合連合会が行う医療保健業については、一定の要件の下に法人税を課税しないこととされており、その取扱いについては、「厚生農業協同組合連合会の行う医療保健業に対する法人税の非課税措置の取扱いについて」（昭和 59 年 6 月 19 日付医発第 573 号厚生省医務局長通知。以下「通知」という。）及び通知に係る同日付事務連絡に基づき対応いただいているところである。

今般、令和六年厚生労働省・農林水産省告示第二号（法人税法施行規則第五条の二第一項第三号に規定する厚生労働大臣及び農林水産大臣の定める基準）の一部を改正したことに伴い、通知の一部を下記の通り改正するので、これを御了知の上、引き続き適切な運用に努めていただくようお願いする。

記

第一 改正の趣旨

厚生連の行う医療保健業が収益事業に含まれないための要件について、法人が行う医療保健業務の非営利性を確保すること及び補助金等の多寡が要件の充足に影響を与えないようにすること等の観点から、計算の基礎となる事業収益の額を医療保健業務に係る収入金額とすること、社会保険診療等に係る収入金額の範囲に補助金等に係る収入金額を加えること等、通知の一部について所要の改正を行う。

第二 改正の内容

通知について、別紙 1 の新旧対照表のとおり改正する。